

公益財団法人 神奈川県体育協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神奈川県体育協会と称し、外国に対しては Kanagawa Sports Association (略称 KSA という。)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神奈川県内のアマチュアスポーツ団体相互の緊密な連携、協調を図るとともに、スポーツを振興し、もって神奈川県民の体力向上とスポーツ精神の養成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技者の発掘・育成・強化に関する事
- (2) 生涯スポーツの普及振興に関する事
- (3) 青少年スポーツの普及振興に関する事
- (4) スポーツ医科学の普及振興に関する事
- (5) スポーツ振興等に係る広報に関する事
- (6) 公立スポーツ施設の管理運営及び貸与の実施に関する事
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業に関する事

2 前項の事業については、神奈川県において行うものとする。

(収益事業)

第5条 この法人は、前条の事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 公益財団法人スポーツ安全協会から委託を受けた事業
- (2) その他前条各号に定める事業に関連する事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものは、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産が

ら除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類については、毎事業年度の開始の前日までに神奈川県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 第1項及び前項の書類（前項第1項の書類を除く。）については、毎事業年度の経過後3か月以内に神奈川県知事に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 加盟団体及び賛助会員

(加盟団体)

第11条 この法人は、神奈川県内の次の各号の一に該当するものを加盟団体とする。

- (1) スポーツを各競技別に統轄するスポーツ団体であって、この法人に加盟したもの(加盟競技団体)
- (2) 学校におけるスポーツを総合的に統轄するスポーツ団体であって、この法人に加盟したもの(加盟学校団体)
- (3) 各市町村におけるスポーツを総合的に統轄する市町村体育協会等であって、この法人に加盟したもの(加盟地域団体等)
- (4) 前3号に定めるほか、スポーツに関する事業を行う団体であって、この法人に加盟したもの。

(加盟)

第12条 前条の加盟団体になろうとする団体は、理事及び評議員の過半数が出席する理事会及び評議員会において、それぞれの過半数の同意を得て加盟することができる。

(加盟団体分担金)

第13条 加盟団体は、別に定める分担金を毎事業年度納入する。

(脱退)

第14条 第11条の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出しなければならない。

- 2 この法人は、第11条の加盟団体が同条に掲げる資格を失ったとき、又はこの法人の加盟団体として不適当と認められるときは、理事及び評議員の過半数が出席する理事会及び評議員会において、それぞれの過半数の同意を得て退会を含む処分を行うことができる。
- 3 前項に該当して退会させる場合は、退会の同意を行う理事会及び評議員会において、その団体に弁明の機会を与えなければならない。

(賛助会員)

第15条 本会に賛助会員を置くことができる

- 2 賛助会員について必要な事項は、理事会が別に定める。

第5章 評議員

(評議員)

第16条 この法人に、評議員90名以上100名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等以内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（評議員の任期）

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第19条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基

準については、評議員会の決議により別に定める。

第6章 評議員会

(構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選任する。

(権限)

第21条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後、3か月以内に1回開催する。

3 臨時評議員会は、毎事業年度開始前に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員として表決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事及び監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長並びに評議員会に出席した理事及び評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、記名押印しなければならない。

第7章 役員等

(役員の設定)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 26名以上33名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。

4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項について、評議員会において決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員に対する報酬等)

第32条 役員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第33条 この法人に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

(1) 名誉会長は、理事会の推薦により本会会長であった者のうち、特に本会に顕著な功績があった者を会長が委嘱する。

(2) 顧問は、理事会の推薦により本会の会長若しくは副会長であった者、又は特に本会に功労があった者を会長が委嘱する。

(3) 参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

2 名誉会長及び顧問は特定事項について会長及び理事会の諮問に応じ、参与は特定事項について理事会の諮問に応じる。

3 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。

4 名誉会長、顧問及び参与には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

第8章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、会長とする。

(権限)

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 9 章 専門委員会

(専門委員会)

第 39 条 この法人は、理事会の議決を経て専門委員会及び特別委員会を設けることができる。

2 専門委員会は、第 4 条の事業に関して、理事会の定めるところにより、専門的事項を処理する。

3 特別委員会は、第 4 条の事業の特定事項に関して、理事会の定めるところにより処理する。

(名称等)

第 40 条 専門委員会及び特別委員会の名称、委員、その他必要な事項は、理事会が別に定める。

2 専門委員会及び特別委員会には、委員長を置き、会長が委嘱する。

第 10 章 神奈川県スポーツ少年団

(設置)

第 41 条 この法人に、県内のスポーツ少年団によって構成する、神奈川県スポーツ少年団を置く。

(実施事業)

第 42 条 神奈川県スポーツ少年団は、第 4 条第 1 項第 3 号に規定する事業、その他これに関連する事業に関して、理事会の決議に基づき実施する。

第 11 章 倫理委員会

(倫理委員会)

第 43 条 この法人に、倫理委員会を置く。

- 2 倫理委員会は、本法人及び加盟団体の健全かつ公正な運営を図るため、理事会の定めるところにより、倫理に関する事項を処理する。
- 3 倫理委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会が別に定める。
- 4 倫理委員会は、委員長を置き、会長が委嘱する。

第 12 章 事務局

(事務局)

第 44 条 この法人は、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会が別に定める。

第 13 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 17 条についても適用する。

(合併等)

第 46 条 この法人は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 47 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 48 条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条

第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 14 章 公告の方法

(公告)

第 50 条 この法人の公告は、電子公告の方法による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子広告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 15 章 補 則

(委任)

第 51 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の公益法人設立の登記後最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 橘川 眞佐志 柳橋 武 山田 悠一 堀川 博美 山室 ひとし 本木 幹雄 新木 康稔
枝迫 興一郎 高橋 茂 清田 一正 尾喜 純一 泉水 孝子 藤木 幸太 関口 美恵子
中川 治彦 後藤 建人 河原 智 亀ヶ谷 修 三塚 康雄 齋藤 幸次 田中 國義
府川 真 清水 明 山下 泰裕 引地 孝一 鴻 義久 石原 春男 高橋 悟
佐々木 悦子 小堀 悦孝 石井 正純 吉松 徹
監事 宮武 俊弘 丹治 明 井出 ひろみ

4 この法人の最初の会長は山下 泰裕とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

尾島 良一 五島 三津雄 佐々木 昇 田中 靖和 阿部 博 菅原 俊幸 荒井 勝男 佐藤 邦夫
稲岡 輝雄 北島 惇夫 鈴木 恒雄 遠藤 五夫 曾根 守 姉崎 正男 中村 孝一 森田 壽
沖本 浩二 神藤 修一 峯尾 利一 沼田 茂昭 島田 哲夫 藤田 裕和 室伏 正昭 植木 清八
夏苺 静男 吉田 信男 湯川 孝一 辻村 保 阿部 佳信 小松崎 和夫 小澤 稔 大成 行正
村田 昌紀 鈴木 康之 原 忠雄 濱田 望 吉田 秀志 尾崎 弘 笠井 達夫 日下 啓二

鈴木 一 半田 真一郎 高橋 憲司 本間 幸一 山田 力 城 啓二 近藤 勇司 塩谷 和雄
長塚 一広 三浦 幸宏 土屋 清敬 竹内 芳郎 佐野 一 千葉 裕司 諸井 三義 高橋 浩
藤田 時彦 林 由丈 山本 俊太郎 廣瀬 正春 大岡 充春 高橋 俊毅 廣田 眞作 野寄 康之
塚越 富夫 久保木 文夫 水島 彰治 坂田 安太郎 海淵 之郎 田中 康志 倉又 明美
白井 康之 不破 伸二 金子 精司 若尾 敏雄 佐藤 将太郎 上原 清孝 古川 眞澄 鑑谷 慎一
石坂 康行 矢島 孝一郎 奈良島 信泰 近藤 尚 佐藤 信彦 田村 勝家 武田 聡 平野 智子
磯田 一夫 平光 慎思郎 伊藤 信之 山本 洋祐 蠟山 優二 菊地 正 青田 正順

附 則

- 6 この定款は、平成26年6月14日から施行する。